

さいたま市告示第517号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和8年3月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
さいたま市見沼区大字上山口新田字悪水向461番14、461番15
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市見沼区上山口新田461-13
伊藤 孝栄
- 3 許可番号
令和7年8月14日
第開 - N2025041号
- 4 検査済証番号
令和8年3月26日
第完 - N2025041号